

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年6月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

人事課

監査結果公表日 令和元年6月28日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 令和3年5月20日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>観光庁に観光行政実務研修として派遣されている職員の出張旅費において、観光戦略課長又は観光経済部長の出張命令により、市外旅費及び外国旅費が人事課から支給されているが、復命書は派遣先である観光庁にのみ提出されており、人事課及び派遣元である観光戦略課、どちらの課も復命書の提出を受けていなかった。</p> <p>出張命令及び旅費の支給も行っていることから、奈良市職員服務規程第23条に基づき、所属部署に対して復命書の提出を受け出張内容を確認するよう指導するとともに、旅費執行の妥当性確認されたい。</p>	<p>国等の機関への派遣元となる所属部署に対して、令和元年度以降の派遣職員の出張については、復命書の提出を漏れなく受けてその内容を確認するよう指導を行いました。</p> <p>また、当該内容について、旅費支給を行う人事課に共有するよう合わせて指導することで、適正な旅費支給を行うように改めました。</p>